

# 社会福祉法人 富岡町社会福祉協議会 福祉バス運行要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、富岡町社会福祉協議会福祉バス（以下「バス」）の使用及び管理並びに事故発生の防止に必要な事項について定め、運転者の安全管理及びバスの効果的活用を図ることを目的とする。

## (利用できる者の範囲)

第2条 バスは、高齢者、児童、母子、知的障害者（児）及び身体障害者（児）等の団体（以下「福祉団体」という。）が各種施設の利用及び視察研修等により福祉及び教養の向上を図るために使用するとき。

2 公共の用に供する必要があるとき。

3 その他、富岡町社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が特に必要と認めたとき。

## (使用の手順)

第3条 バスを使用するときは、事前に福祉バス使用申込書（様式第1号）誓約書（様式第2号）運転免許証の写しにより、社協 会長の許可を受けなければならない。

2 社協会長は、使用申し込みの提出があった場合は、記載事項を審査し適當と認めたときは、許可し、福祉バス使用許可書（様式2号）を交付する。

## (会長及び運転者の遵守事項)

第4条 社協会長は、バスの使用に関して、道路交通法その他の道路交通の安全の確保に関する法令並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）その他の自動車の安全性の確保及び整備に関する法令の規定を遵守する。

## (運転免許の確認)

第5条 社協会長は、バスの使用を認めるときは、その都度、運転者が運転免許を受けているかどうかについて確認をしなければならない。

## (鍵の交付)

第6条 バスの鍵は、社協会長の許可を受けた運転者に交付するものとする。

## (始業点検)

第7条 バスを使用する運転者は、使用の都度、その使用の開始前に別表に掲げる作業点検表に従い、バスを点検しなければならない。

(使用の取り消し)

第8条 社協会長は、次の各号に該当すると認められるときは、使用の取り消し又は、中止させることが出来る。

- (1) 使用日程を守らないとき
- (2) 緊急な事態が生じたとき
- (3) 申請事項に不正があったとき
- (4) 使用道路に危険が予測されるとき
- (5) 使用責任者が指示を守らないとき
- (6) 使用者及び運転者が第11条の規定に違反したものであるとき

(目的外使用できる場合及び使用する上での条件)

第9条 富岡町社会福祉協議会福祉バスの目的外使用の場合は、次の基準による。

- 2 福祉バスは、社協の行事が優先するものであり、社協行事の運行がない日に限り使用できるものとする。
- 3 社会教育・社会体育・文化団体等の知識、技術、教養の習得等を目的とする。
- 4 使用できる団体は、町等から助成を受けている団体とする。
- 5 福祉バスの運行範囲は、福島県の区域に限る。
- 6 前項において、特に会長が必要と認めたときは、この地域を越えて使用できる。
- 7 福祉バスの運転業務については、運転業務を円滑にするため社会福祉協議会が認める運転手とする。
- 8 使用責任者は、指定運転手と運行計画等を事前に調整を図ること。
- 9 事故等の社会福祉協議会の負担は、車輌の自賠責保険及び任意保険のみ負担とする。  
使用者及び利用者団体で、修繕費等を負担するものとする。
- 10 福祉バスを使用した使用責任者は、現状維持に回復し返納するものとする。
- 11 利用者の負担は、運転手の日当及び宿泊料・燃料費・有料道路費等とする。
- 12 使用に際しては、社会福祉協議会は一切の責任を負わないものとする。
- 13 使用申請の受付は30日前からとし、遅くとも実運行日の15日前までに申請書を社会福祉協議会に提出し、承認を受けること。
- 14 社会福祉協議会の行事が緊急に計画された場合は、承認を取り消すこともある。

(利用者の責務)

第10条 バスを使用する団体の責任者は、運行の安全と利用者の統率に責任をもち、運行中は運転者の指示に従い安全運転に協力しなければならない。

(返納)

第11条 使用責任者及び運転者は、バスを返納するときは、内外の清掃をするとともに、燃料を給油のうえ、バスの保全上必要な調整をした後、鍵及び運転日誌を提出して返納しなければならない。

- 2 前項において、運転者はバスの修繕もしくは改造を要する部分又は異常な部分があると認めたときは、その旨を報告しなければならない。

(緊急の場合の措置及び報告)

第12条 使用責任者は、バスの運行中緊急な事態が発生した場合は、速やかに措置を講じるとともに、社協会長に報告しなければならない。

(整備管理者)

第13条 社協会長は、特定の職員を指定して、その整備及び管理上適切かつ必要な措置を講じさせなければならない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は社会福祉協議会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。